



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則	
○ 沖縄県税条例施行規則等の一部を改正する規則（税務課）	1
告 示	
○ 特定計量器の定期検査（県民生活課）	8
○ 救急病院の告示（医務課）	9
○ 民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課）	10
○ 都市計画事業の認可（道路街路課）	10
○ 都市計画事業の変更の認可（道路街路課）	10
○ 県営都市公園の利用料金の承認（都市計画・モノレール課）	10
○ 建築基準法に基づく道路の指定・4件（建築指導課）	11
公 告	
○ 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・4件（都市計画・モノレール課）	12
病院事業局事項	
○ 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程	13
○ 沖縄県病院事業局組織規程の一部を改正する規程	14

規 則

沖縄県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第94号

沖縄県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(沖縄県税条例施行規則の一部改正)

第1条 沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「過誤納金還付通知書」を「過誤納金還付兼充当通知書」に改め、同条第2項中「こえる」を「超える」に改める。

別表30の項を次のように改める。

30 第10条第1項又は法第17条の2 第5項の規定による通知	過誤納金還付兼充当通知書	第46号様式
------------------------------------	--------------	--------

別表32の項を次のように改める。

32 削除	
-------	--

第16号様式（裏）中「法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（法律の定めのある期間は7.3%（特例基準割合適用年においては特例基準割合））の割合で加算されます」を「延滞金は、納期限又は申告期限の翌日から納めた日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（地方税法で定める期間については、年7.3パーセント）の割合（地方税法附則第3条の2第1項に規定する各

年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、同項に定める割合)を乗じて計算した金額に相当する額となります」に改める。

第17号様式(裏)中「当該税額」を「税額」に、「14.6%」を「14.6パーセント」に、「7.3%)の割合」を「7.3パーセント)の割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、同項に定める割合)」に改め、「なお、当分の間の措置として年7.3%の割合については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合と比較して、いずれか低い方の割合を適用しています。」を削る。

第19号様式(裏)中「、納期限」を「、納期限又は申告期限」に、「当該税額」を「税額」に、「14.6%(当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの)」を「14.6パーセント(地方税法で定める)に、「7.3%)の割合」を「7.3パーセント)の割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、同項に定める割合)」に改め、「なお、当分の間の措置として年7.3%の割合については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合と比較して、いずれか低い方の割合を適用しています。」を削る。

第24号様式注1中「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)」を「)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とする。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。」に改める。

第26号様式中	延滞金	年月日から年月日までの期間は、当該期間の日数に応じて税額に年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)を乗じて計算した金額、その翌日から税金完納の日までの期間は、当該期間の日数に応じ税額に年14.6パーセントを乗じて計算した金額	を
---------	-----	---	---

延滞金	本来の納期限又は申告期限の翌日から納めた日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント(地方税法で定める期間については、年7.3パーセント)の割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、同項に定める割合)を乗じて計算した金額	に改める。
-----	---	-------

第46号様式から第50号様式までを次のように改める。

第46号様式(表)(用紙 日本工業規格A4横長型)

過誤納金還付兼充当通知書（納税者控）

住所	課税番号	登録番号				
氏名	納税者番号	還付通知書番号				
課税年度	測定年月	相当年度始期	申告区分	過誤納発生日		
				還付理由		
				歳出入区分		
				還付金①+②-③		
過誤納の内訳	税目	徴収すべき金額	納付額	過誤納金額①	還付加算金②	還付金支払方法
	延滞金					支払開始日
	延滞金 未申告加算金					
	過少申告加算金					
	重加算金					
	合計					
充当内訳	税目					合計④
	課税番号					
	登録番号					
	課税年度	年度	年度	年度	年度	年度
	相当年度始期					
	申告区分					
	本税額納額					
	本税充当額					
	延滞金納額					
	延滞金充当額					
加算金納額						
加算金充当額						
	充当額合計					
振込先銀行名		預金種類		口座番号		

あなたの納めすぎとなった税金（過誤納金）の支払方法及び注意事項を裏面に記載してありますのでよく読んでください。
 年 月 日 沖縄県
 電話

(裏)

注意事項（銀行窓口にて還付金を受領する方へ）

- 還付金を受領する方は、この通知書と印鑑（代理人にあつては代理人の印鑑）及び身分証明書等（運転免許証等）を指定された銀行へ持参してください。（住所・氏名変更等により過誤納金還付通知書と身分証明書等に相違がある方は、変更歴が確認できる書類等を持参してください。）
- 代理人に還付金の受領を委任する場合、委任する方（納税義務者）は、下欄の委任状に必要事項を記載し、記名押印してください。その際、委任者の住所・氏名と過誤納金還付通知書に記載されている住所・氏名に相違がある方は、変更歴が確認できる書類等を持参してください。
- 納税義務者が法人の場合で銀行に取引口座がない場合、受領が代理人による受領となりますので、代理人の印鑑を持参してください。（委任状欄も記載してください。）
- 代理人（委任者）は、委任者と異なる印鑑をお持ちください。同じ印鑑では受領できません。
- 押印の際は、朱肉を用いください。スタンプ印（シャチハタ等）での押印の場合は受領できません。
- 納税義務者本人が亡くなった場合は、銀行窓口で受領できませんので事前に表記の事務所へお問い合わせください。
- この通知書の支払開始日の欄に記載している日から1年を経過しますと、この通知書での還付金の受領が出来なくなります。この場合、表記の事務所へお問い合わせください。また、支払開始日の欄に記載している日から5年を経過しますと、時効により還付金を請求する権利がなくなりますのでご注意ください。
- 受取証の受取人の住所氏名は、自筆で記入してください。

委任状	
表記還付金額の受領に関する一切の権限を _____ に委任します。	
年 月 日	
委任者 住所	⑤
氏名	

第47号様式及び第48号様式 削除
 第49号様式（用紙 日本工業規格A 4縦長型）

過誤納金還付通知書（銀行控）

還付通知書番号	課税番号	登録番号
支払開始日		
還付金額（円）		
ID番号	還付金額	還付通知書番号
		C

住所
 氏名 殿

還付金額が×××円の方は、銀行に行く必要はありません。

受取証	
上記の還付金を受領しました	
年 月 日	
債主（受取人）	
住所	
氏名 ⑤	

支払場所 本店・各支店

還付金額が記載されている方は、上記の金融機関にて受け取ってください。

年 月 日 沖縄県
 電話

この過誤納金還付通知書により支払を受ける方は、裏面の注意事項をよく読んでください。

1 還付金の支払方法

- 還付金のある方については、表記「還付金支払方法」欄の区分に応じて次のとおり支払います。
- 口座振替
納税者から指定のあった表記銀行口座へ、表記「支払開始日」をもって振込依頼しました。
 - 郵便為替
県指定の金融機関での受領が困難な方は、払出証書で支払いますので、ゆうちょ銀行から払出通知票が届き次第、最寄りの郵便局窓口にて受領してください。
 - 銀行窓口払
右「過誤納金還付通知書（銀行控）」の「支払場所」欄に記載されている銀行に、本「過誤納金還付通知書」を提示して受領してください。
- 2 県税に未納のある方については、地方税法第17条の2の規定により過誤納金を未納の税金等に充当しました。
- 3 この通知書は充当された税金等の領収書となります。
- 4 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を經由して提出してください。
- 5 この処分の取消しの訴えは、上記4の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

過誤納金還付請求書

年 月 日

県税事務所長
 沖縄県 自動車税事務所長 殿

事務所長

申請人 住（居）所（法人にあつては、事務所等の所在地、名称及び代表者氏名）
氏 名
電 話

次のとおり過誤納金の還付を請求します。

納税者	
-----	--

還付総額	
税目	
課税番号	
調定年度	
自動車番号	

内訳	還付税額	還付加算金額（内）
本税		
延滞金		
過少		
不申告		
重加		

小計	
----	--

口座振替支払申出書（債権者登録申請書）

振替依頼 預金口座	金融機関名	銀行	本店 支店
	預金の種類	普通 ・ 当座	
	口座番号		
	口座名義	(ふりがな)	

注 口座名義は、納税義務者と同一の名義に限る。

第50号様式 削除

第71号様式注1中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）」を「）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とする。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合

を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。」に改める。

第72号様式の2注1、第72号様式の3注1及び第72号様式の4注1中「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合」を「)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とする。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)」に改める。

第79号様式(納税通知書・領収書)(裏)注2及び第86号様式(納税通知書・領収証書)(裏)注2中「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)」を「)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。」に改める。

第95号様式の7注1中「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)」を「)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とする。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。」に改める。

第126号様式注1中「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合」を「)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とする。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算

した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）に改める。

第132号様式注1中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）」を「）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とする。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には年7.3パーセントの割合）とする。」に改める。

第144号様式（納税通知書・領収証書）（裏）注2中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）」を「）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。」に改める。

第145号様式中「14.6パーセントの割合」を「14.6パーセント（この通知書による指定期限までの期間又は当該指定期限（地方税法第144条の29第1項の規定により徴収を猶予された税額については、その徴収を猶予された期間の末日）の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とする。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）」に改め、「ただし、この通知書に指定された納期限までの期間及びこの納期限（地方税法第144条の29第1項の規定により徴収を猶予された税額については、その徴収を猶予された期間の末日）の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合で計算します。」を削る。

第166号様式納税通知書・領収証書（裏）中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合」を「の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）」に改める。

第166号様式の2納税通知書・領収証書（裏）注2及び第175号様式（納税通知書・領収証書）（裏）注2中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）」を「の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。」に改める。

第181号様式（納税通知書・領収済書）（裏）中「（納税通知書・領収済書）（裏）」を「（納税通知書・領収証書）（裏）」に改め、同様式（納税通知書・領収済書）（裏）注2中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）」を「の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。」に改める。

（沖縄県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正）

第2条 沖縄県産業廃棄物税条例施行規則（平成18年沖縄県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第12号様式（表）中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合」を「の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とする。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）」に改める。

（沖縄県石油価格調整税条例施行規則の一部改正）

第3条 沖縄県石油価格調整税条例施行規則（平成24年沖縄県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第14号様式(表)中「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)」の割合を「)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とする。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第1条中沖縄県税条例施行規則第10条の改正規定、同規則別表の改正規定及び同規則第46号様式から第50号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現に改正前の沖縄県税条例施行規則、沖縄県産業廃棄物税条例施行規則又は沖縄県石油価格調整税条例施行規則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

告 示

沖縄県告示第655号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成25年12月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 指定の場所以で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
中城村	平成26年2月5日(水曜日) 午前10時から午後3時まで	吉の浦会館
北中城村	平成26年2月10日(月曜日) 午前10時から午後3時まで	北中城村商工会
南風原町	平成26年2月13日(木曜日) 午前10時から午後3時まで	地域交流センター南風原町 立中央公民館
与那原町	平成26年2月18日(火曜日) 午前10時から午後3時まで	与那原町社会福祉センター
うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連南風原、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋、勝連平安名、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒	平成26年2月19日(水曜日) 午前10時から午後3時まで	うるま市立勝連地区公民館
	平成26年2月20日(木曜日) 午前10時から午後3時まで	うるま市立与那城地区公民館

辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名、与那城屋平及び与那城	平成26年2月25日（火曜日） 午前10時から午後2時まで	中城湾港津堅地区船客待合所
南城市玉城字親慶原、字垣花、字仲村渠、字百名、字玉城、字中山、字奥武、字志堅原、字堀川、字富里、字當山、字屋嘉部、字糸数、字喜良原、字船越、字愛地及び字前川、佐敷字津波古、字小谷、字新里、字兼久、字佐敷、字手登根、字伊原、字屋比久、字富祖崎、字仲伊保及び字新開並びに字つきしろ	平成26年2月26日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	南城市中央公民館
	平成26年2月27日（木曜日） 午前10時から午後3時まで	南城市社会福祉協議会佐敷支所

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
中城村	平成26年2月5日（水曜日） から同年4月28日（月曜日） まで	特定計量器の取り付けてある土地又は建物その他工作物の所在の場所
北中城村	平成26年2月10日（月曜日） から同年4月28日（月曜日） まで	
南風原町	平成26年2月13日（木曜日） から同年4月28日（月曜日） まで	
与那原町	平成26年2月18日（火曜日） から同年4月28日（月曜日） まで	
うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連南風原、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋、勝連平安名、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名、与那城屋平及び与那城	平成26年2月19日（水曜日） から同年4月28日（月曜日） まで	
南城市玉城字親慶原、字垣花、字仲村渠、字百名、字玉城、字中山、字奥武、字志堅原、字堀川、字富里、字當山、字屋嘉部、字糸数、字喜良原、字船越、字愛地及び字前川、佐敷字津波古、字小谷、字新里、字兼久、字佐敷、字手登根、字伊原、字屋比久、字富祖崎、字仲伊保及び字新開並びに字つきしろ	平成26年2月26日（水曜日） から同年4月28日（月曜日） まで	

沖縄県告示第656号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成25年12月24日

沖縄県知事 仲井眞弘多

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
北部地区医師会 附属病院	名護市宇字茂佐1710番地 9	公益社団法人北部地区 医師会	平成25年12月24日	平成28年12月23日

沖縄県告示第657号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年12月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 国頭郡伊江村字川平カヤ原989番・1069番・1070番1・1070番2・1071番・字川平ナガラ原1102番・1105番・1107番・1109番・1174番・1177番・1184番（以上12筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第658号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成25年12月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・名29号山田原線及び3・5・名14号宮里大北線
- 3 事業施行期間 平成25年12月17日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 名護市大北一丁目、大北三丁目及び大北四丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第659号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成23年沖縄県告示第445号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年12月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 浦添市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・2・浦1号沢岬石嶺線
- 3 事業施行期間 平成23年9月20日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成23年沖縄県告示第445号及び平成24年沖縄県告示第400号の事業地のうち那覇市首里石嶺町3丁目地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間及び事業地の変更

沖縄県告示第660号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり沖縄県総合運動公園の利用料金を承認した。

平成25年12月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施設の名称 沖縄県総合運動公園

- 2 指定管理者 那覇市山下町28番29号奥武山アパート106 株式会社トラステック
 3 利用料金の適用年月日 平成24年4月1日
 4 備品の利用料金の額

種類		利用料金の額
陸上競技場	棒高跳用一式	100円
	走高跳用一式	100円
	決勝審判台	100円
	着地測定器	100円
	移動障害物一式	100円
	上記以外のもの1点につき	40円
体育館	移動式バスケットリング一式	200円
	体操用フロア	300円
	ハンドボール用ゴール	200円
	バドミントン一式	100円
	バレーボール一式	100円
	卓球台一式	100円
	フェンシング一式	300円
	特設ステージ	1,030円
	体操用具（1種目につき）	200円
水泳プール	水球一式	100円
屋内運動場	レクリエーション用具一式（1種目につき）	100円
	マイク（スタンドを含む。）1本につき	100円
	上記以外のもの1点につき	40円

沖縄県告示第661号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。
 なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成25年12月24日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路
 2 指定の年月日 平成25年12月2日
 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字東仲宗根761番、765番3、772番15、772番18、772番24、772番26及び772番48
 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 (1) 延長 153.16メートル
 (2) 幅員 6.00メートル

沖縄県告示第662号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。
なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成25年12月24日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成25年12月2日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字東仲宗根765番3、772番11、772番20、772番21、772番23、782番6、783番1及び784番2
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 188.23メートル
 - (2) 幅員 8.00メートル

沖縄県告示第663号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。
なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成25年12月24日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成25年12月2日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字東仲宗根765番3、772番24及び772番26
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 23.50メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル

沖縄県告示第664号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。
なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成25年12月24日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成25年12月2日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字東仲宗根765番3及び772番27
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 41.52メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、浦添市から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年12月24日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 3・4・浦2号安波茶沢岬線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、浦添市から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年12月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・2・浦1号沢岷石嶺線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、浦添市から送付のあった那覇広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年12月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 5・5・浦2号浦添カルチャーパーク
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、南風原町から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年12月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・4・南1号宮平学校線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

病 院 事 業 局 事 項

沖縄県病院事業局管理規程第11号

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年12月24日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

体外受精料 (1) 体外受精管理料 (2) 胚移植技術料	1回につき 1回につき	点数表により算定した額に相当する額に、次の(1)及び(2)の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める診療額を加算した額 105,000円 15,750円	を
体外受精料 (1) 体外受精管理料 (2) 胚移植技術料 性同一性障害における身体	1回につき 1回につき 1回につき	点数表により算定した額に相当する額に、次の(1)及び(2)の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める診療額を加算した額 105,000円 15,750円 点数表により算定した額に相当する額に100分の105を乗じて得た額	

的治療			
乳房ケア・指導料	1回につき	2,100円	に
妊娠・授乳に係る服薬カウンセリング料	1回につき	1 1時間を超えない場合 5,250円 2 1時間を超える場合 1時間を超える時間について30分までごとにつき5,250円を1の額に加えた額	
遺伝子カウンセリング料	1回につき	1 初回 (1) 2時間を超えない場合 10,500円 (2) 2時間を超える場合 2時間を超える時間について30分までごとにつき5,250円を(1)の額に加えた額 2 2回目以降 (1) 30分を超えない場合 5,250円 (2) 30分を超える場合 30分を超える時間について30分までごとにつき5,250円を(1)の額に加えた額	

改める。

別表第3 沖縄県立中部病院の項中「耳鼻咽喉・^{けい}頭頸部外科」を「耳鼻咽喉・^{けい}頭頸部外科 新生児内科」に改める。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

沖縄県病院事業局管理規程第12号

沖縄県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年12月24日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局組織規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表沖縄県立中部病院の項中「眼科」を「眼科 耳鼻咽喉科」に、「救急科」を「救急科 新生児内科」に改める。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号
---	---